

指標の説明

○ 指標のみかた

- ・各種指標は、平成 30 年度決算にかかる統一的な基準による財務書類に基づくものである。
- ・住民基本台帳人口は、平成 31 年 1 月 1 日時点における住民基本台帳に基づく人口である。
- ・類似団体区分とは、平成 30 年度都道府県財政力指数表および平成 30 年度類似団体市町村財政指数表と同様の考え方により、グループ分けしたものである。
詳細については、【 <https://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/index.html> 】のとおりである。
- ・各種指標の概要については以下のとおりであるが、詳細については「地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 31 年 3 月）や「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年 8 月改訂）を参照していただきたい。

「地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成 31 年 3 月）

【 https://www.soumu.go.jp/main_content/000641075.pdf 】

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年 8 月改訂）

【 https://www.soumu.go.jp/main_content/000614873.pdf 】

※ 指標に関する留意事項

地方公会計から得られる指標については、

- ・所有外資産について、資産と負債がアンバランスに計上される点
- ・固定資産について、備忘価格 1 円で評価をしている資産がある点
- ・臨時財政対策債等の後年度の交付税措置見込み分も負債に計上される点

といった課題があり、指標が実態と異なる可能性があるため、分析の際には留意が必要である。特に、単純な順位付けに基づき財政状況を判断するといったことは、特に慎重に行うべきである。

○ 住民一人あたり資産額

財務書類（貸借対照表）を作成することにより得られる、地方公共団体の保有する資産の合計額を住民基本台帳人口で除して、住民一人当たりの資産額を表す指標。

資産には、住民サービスを提供するために保有し将来世代に引き継ぐ資産（有形・無形固定資産）や、将来、債務返済や行政サービスに使用することが可能な資産（投資・流動資産）等がある。

住民一人あたり資産額の大きな減少は、資産圧縮に取り組んだ結果である場合と、施設等の老朽化により有形固定資産の金額が減少している場合などがある。

算定式

資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

○ 歳入額対資産比率

当該年度の歳入総額に対する資産合計の比率を算出し、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表す指標。

歳入総額とは、前年度からの繰越収入を含み、財務書類（資金収支計算書）を作成することにより得られる、各収入及び前年度末資金残高の合計である。

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

○ 有形固定資産減価償却率

地方公共団体が保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率を算出し、資産の耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを表す指標。

償却資産の耐用年数には「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定されている耐用年数を用いることを原則としている。

なお、「統一的な基準による財務書類に関する情報」において算出する本指標の有形固定資産には償却資産のうち物品および建設仮勘定を含まないものとする。

算定式

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

○ 純資産比率

財務書類（貸借対照表）を作成することにより得られる、資産のストック情報（資産額）に対する純資産の比率を算出し、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたかを表す指標。

純資産の増加は、過去及び現世代の負担により将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを表す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が消費して便益を享受していると捉えることができる。

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

○ 将来世代負担比率

有形固定資産などの社会資本等に対して、財源のうち将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出し、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を表す指標。

算定式

$$\text{地方債残高（※）} \div \text{有形・無形固定資産合計}$$

※ 地方債残高（附属明細書（地方債（借入先別））から以下を控除したもの

- イ 臨時財政特例債
- ロ 減税補填債
- ハ 臨時税収補填債
- ニ 臨時財政対策債
- ホ 減収補填債特例分

○ 住民一人当たり行政コスト

財務書類（行政コスト計算書）を作成することにより得られる、純行政コストを住民基本台帳人口で除して、住民一人当たりの行政コストを表す指標。

純行政コストは、地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用について、発生主義に基づき退職手当引当金繰入額や減価償却費などを含めてフルコストで表示したもの。

算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

○ 住民一人当たり負債額

財務書類（貸借対照表）を作成することにより得られる、地方公共団体の保有する負債のストック情報（負債額）を住民基本台帳人口で除して、住民一人当たりの負債額を表す指標。

負債には地方債残高のほか、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債が含まれている。

算定式

$$\text{負債合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

○ 基礎的財政収支

財務書類（資金収支計算書）を作成することにより得られる、業務活動収支（利払利息支出を除く）及び投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）の合算額を算出し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税金等でどれだけまかなえているかを表す指標。

基礎的財政収支が均衡している場合には、債務残高は利払費（債務残高×金利）分のみ増加するため、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する債務の比率は増加しないとされている。ただし、地方公共団体においては建設公債費主義が厳密に適用されており、自己判断で赤字公債に依存することができないため、国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではないことに十分留意すべきである。

算定式

$$\text{業務活動収支(支払利息支出を除く)} + \text{投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)}$$

○ 受益者負担比率

財務書類（行政コスト計算書）を作成することにより得られる、経常収益（使用料・手数料などの行政サービスに係る受益者負担の金額）に対する経常費用（行政サービス提供に係る負担）の比率を算出し、行政サービスの提供に対する受益者の直接的な負担の割合を表した指標。

受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては、経常収益に含まれていないことに留意すべきである。

算定式

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用}$$